附　則（１９９９年6月２５日達令公示第４号）
この達令は、１９９９年7月１日から施行する。
附　則（２００５年9月１日達令公示第１４号）
この達令は、公示の日から施行する。

様式

第　　号
査察委員当選証書

教区　　組
寺住職
教会教会主管者
氏　　名

上記の者は　　年　　月　　日査察委員に当選したことを証する
年　　月　　日

宗務総長　氏　　名　職印

令和６年能登半島地震に伴う組門徒会員及び教区門徒会員の選定並びに参議会議員の選挙に関する緊急達令

〈２０２４年2月８日緊急達令公示第１号〉

（趣旨）
第１条　この緊急達令は、令和６年能登半島地震に伴う能登教区全域における甚大な被災状況に鑑み、能登教区の組門徒会員及び教区門徒会員の選定並びに参議会議員の選挙の実施に必要な臨時措置について定める。
（組門徒会員及び教区門徒会員の任期延長の特例）
第２条　この緊急達令施行の際、現に能登教区の組門徒会員及び教区門徒会員である者は、組制（１９９１年条例公示第９号）及び教区制（１９９１年条例公示第８号）の規定に関わらず、その任期を３年延長する。
２　組門徒会の会長、副会長及び常任委員並びに教区門徒会の会長、副会長、常任委員及び監事についても、前項同様とする。
（参議会議員選挙の特例）
第３条　参議会議員選挙条例（１９８２年条例公示第３号。以下同じ。）第８条に定める参議会議員選挙のための教区門徒会を招集できないと能登教務所長が判断したときは、参議会議員選挙条例の規定に関わらず、現に参議会議員の職にある者を当選人とみなす。
２　前項の場合、能登教務所長は、参議会議員選挙条例第２２条及び第２３条に規定する手続きを行わなければならない。ただし、同第２４条に規定する選挙録は作成しないものとする。
附　則
この緊急達令は、公示の日から施行する。